

法人番号の記載が始まります

記載開始時期：平成28年1月1日以後に開始する事業年度の申告から

※ 起算事業年度	発行年月日 通信日付印	確認印	整理番号	事業種目	管理番号	申告区分
成 年 月 日	法人番号				申告年月日	
前橋市長					年 月 日	
この申告の基礎			1. 法人税の平成 年 月 日 <small>の修正・決定・再更正による。</small> 2. 法人税の平成 年 月 日 <small>の修正・決定・再更正による。</small>			

申告書の法人番号欄に国税庁から通知された13桁の法人番号を記載してください。

※なお、納付書に法人番号を記載する必要はありません。

法人市民税均等割に関する税制改正について

税制改正に伴い、「資本金等の額」及び「均等割税率区分の基準」について変更になりました。

つきましては、以下の①～④の金額につきまして必ず記載していただくようお願いいたします。

記載開始時期：平成27年4月1日以後に開始する事業年度の申告から

成 年 月 日	法人番号		申告年月日	
前橋市長			年 月 日	
この申告の基礎			1. 法人税の平成 年 月 日 <small>の修正・決定・再更正による。</small> 2. 法人税の平成 年 月 日 <small>の修正・決定・再更正による。</small>	
(電話)			事業種目	
			期末現在の資本金の額 又は出資金の額 ①従来と同様 期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 ②資本金+資本準備金 期末現在の 資本金等の額 ③改正後の資本金等の額	
印	(ふりがな)	経理責任者 氏名		

決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	法人税の申告期限の延長の有・無	有・無
法人税の期末現在の資本金等の額 又は連帯個別資本金等の額	④法人税での資本金等の額		
この申告が	平成 年 月 日から		

無償増資・無償減資等による欠損填補がある場合は裏面を参照してください。

均等割の税率区分に使用する金額は②と③のうち大きい方の金額を基準にしてください。

③と④の金額が異なる場合は、それを証する添付書類（議事録等）が必要です。

※税制改正の詳細な内容は裏面をご覧ください。

問合せ先
前橋市役所 市民税課 法人市民税係
電話：027-898-6209(ダイヤル)

法人市民税均等割に関する税制改正について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）について、法人市民税均等割の税率区分の基準が改正されました。

1 「資本金等の額」の改正（地方税法第292条第1項第4の5号）

	資本金等の額
改正前	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社の場合は純資産額）
改正後	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号に規定する連結個別資本金等の額に、 無償増資及び無償減資等による欠損填補の額を加減算した金額。 （保険業法に規定する相互会社の場合は純資産額）

※無償増資及び無償減資等による欠損填補の額を加減算について

申告の際は、その事実と金額を証する書類の添付が必要になります。

例：株主総会議事録、株主資本等変動計算書、債権者に対する異議申立の広告（官報抜粋等） など

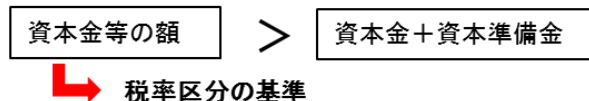
	概 要
無償増資	平成22年4月1日以後、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算。 （法第292条第1項第4の5号イ（1）、規第9条の2の3第1項）
無償減資等 による 欠損填補	・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損のてん補並びに資本準備金による資本の欠損のてん補に充てた金額を控除。 （法第292条第1項第4の5号イ（2）） ・平成18年5月1日以後に、剰余金を損失のてん補に充てた金額を控除。ただし、損失のてん補に充てた日以前1年間において剰余金として計上した額に限る。 （法第292条第1項第4の5号イ（3）、規第9条の2の3第2項～第4項）

※法・・・地方税法、規・・・地方税法施行規則

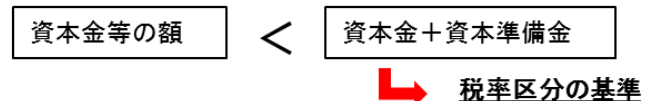
2 税率区分の基準の改正（地方税法第312条第6項～第8項）

上記1の「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」に満たない場合は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」が均等割の税率区分の基準となります。

資本金等の額が大きい場合



資本金+資本準備金が大きい場合



3 適用について

平成27年4月1日以後開始する事業年度（又は連結事業年度）から適用します。

ただし、平成27年4月1日以後開始する最初の事業年度（又は連結事業年度）の予定申告については、改正前の規定となります（仮決算による中間申告を除く）。